



ますだすまいる 通信

益田市市民活動支援センター

市民活動支援センター新規登録団体紹介

団体名	益田市フォトコンテスト実行委員会
代表	岡崎 茂喜 (おかざき しげき)
所在地	益田市白上町イ911
TEL	0856-22-1884 (白岡)
設立年月日	平成29年4月1日
年会費	なし
設立目的	益田市周辺の写真愛好家の写真技術向上に資することを目的とする
活動内容	年に1回公募による写真展を益田市内で実施する。

スマホや携帯の写真でもOK!
 いろんな写真の応募を
 お待ちしております!

<助成金情報>

<p>福祉・医療 研修会資金助成</p> <p>認知症等の高齢者を在宅で介護する家族等を対象とした研修会(講習会・勉強会・介護教室・シンポジウム等を含む)に係る開催費用の助成を行います。</p> <p>〔助成金額〕 上限15万円</p> <p>〔申込締切〕 7月5日</p> <p>【対象団体】 N P O 法人</p> <p>〔発信元〕 (公財)損保ジャパン日本興亜福祉財団 〔URL〕 http://sjnkwf.org/</p>	<p>まちづくり 【第1回】平成29年度 地域づくり応援助成制度事業(立上げ)</p> <p>地域課題解決や地域活性化のために団体自らが実施する継続的な各種活動で、団体の立ち上がり期や新規の活動で継続的な実施が見込めるものを対象に助成します。</p> <p>〔助成金額〕 20万円以上50万円以下 (対象経費の2/3以内)</p> <p>〔申込締切〕 7月20日</p> <p>【対象団体】 N P O 法人 市民活動団体</p> <p>〔発信元〕 (公財)ふるさと島根定住財団 〔URL〕 http://www.teiju.or.jp/</p>
<p>福祉・医療 第18回ヤマト福祉財団小倉昌男賞</p> <p>障がい者の仕事づくりや雇用の創出、拡大、労働条件の改善などを積極的に推し進め、障がい者に働く喜びと生きがいをもたらしている人を顕彰します。</p> <p>〔助成金額〕 ①正賞 プロンズ像 ②副賞 賞金 100万円</p> <p>〔申込締切〕 9月15日</p> <p>【対象団体】 N P O 法人 市民活動団体</p> <p>〔発信元〕 (公財)ヤマト福祉財団 〔URL〕 http://www.yamato-fukushi.jp/</p>	<p>まちづくり 平成29年度 公益信託しまね女性ファンド助成事業 後期</p> <p>女性たちが主体的に企画・運営する事業を支援します。</p> <p>〔助成金額〕 対象経費の2/3 (上限50万円)</p> <p>〔申込締切〕 7月15日</p> <p>【対象団体】 N P O 法人 市民活動団体</p> <p>〔発信元〕 (公財)しまね女性センター 〔URL〕 http://www.asuterasu-shimane.or.jp/swc/index.html</p>

※各種助成金の詳細については、
 発信元のホームページをご覧ください。

とどらあぐるうが
 ちいさなちいさなおんがくかい

サマーコンサート

乳幼児とパパママのための
 心がほっこりあたたかくなるような
 ミニミニコンサートです。

乳幼児期に生の音楽にふれる日常
 素敵じゃないですか!?

7/18(火) 10:30~

会場 益田市立子育て支援センター

参加費 おやこ一組 300円

コンサート後かんたん楽しい
 工作をします!

お問合せ 0856-24-1916 (大庭)

とどらあぐるうが
 ちいさなちいさなおんがくかい

2017

7月18日(火) 10時30分~

益田市立子育て支援センター

◆加費 親子一組 300円
 コンサート後かんたん楽しい工作をします

サマーコンサート

須藤 貴子 佐々木 奈子
 指揮ハーモニカ ☆ 電子ピアノ

お問合せ 0856(24)1916大庭

第1回記念 益田市フォトコンテスト

益田市公募写真展が、益田市フォトコンテストにかわりました。
 そして“ティーンズ賞”を新設! 高校生のチャレンジを待っています!
 ☆コンテストの応募について、誰でも応募できます!

受付・搬入

日時	平成29年8月27日(日) 9時~12時まで
場所	市民学習センター ホワイエ (益田市元町11-26)
出品料	1人3点まで(出品点数に関係なく) 2,000円。 18歳または高校生以下 1,000円。

サイズ/装丁等

- ・単写真: A4~A3ノビ(半切)まで。マット貼り。最大60cmまで。(台紙貼り可)
- ・組写真: 60×90cm以内のマット貼り。(台紙貼り可)
- ※単写真・組写真ともに額装不可。

お問合せ

益田市フォトコンテスト実行委員会 ☎090-7136-5983 (岡崎)



お問合わせ

発行元: 益田市市民活動支援センター

〒698-8650 益田市常盤町1番1号 益田市役所人口拡大課内
 TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708
 Eメール:npo@city.masuda.lg.jp



NPO法人事務局セミナー & 事務力検定

どんな素晴らしい活動だって、実は地道な事務の積み重ね。高い事務力は事業の拡大や経費の節減、団体の信頼向上につながります。事務力を磨いて組織のレベルアップを目指しましょう！

	開催日	時間	テーマ	内容等
①	8月1日(火) 松江	午前 9:30~12:30	定款 登記手続き	定款の読み方 登記手続き
②	8月2日(水) 浜田	午後 13:30~16:30	雇用 給与計算	雇用に関する事務 手続き、給与計算方法
③	9月5日(火) 松江	午前 9:30~12:30	NPO会計	日常的な会計事務 仕分、記帳方法等実務
④	9月6日(水) 浜田	午後 13:30~16:30	決算事務 所轄庁手続き	決算処理、所轄庁への 書類提出手続き
検 定	10月5日(木) 浜田	午後 15:00~16:30	いずれも試験60分・自己採点30分 *オプション企画*	
	10月6日(金) 松江	午後 18:30~20:00	希望者のみの直前勉強会も開催! (西部13:30~14:30)	

【浜田会場：いわみぷらっと 会議室1・2】

講師 加藤 彰子氏 (NPO法人岡山NPOセンター)

参加料 セミナー **無料** 検定 1,000円

持ち物 筆記用具、電卓

※午前・午後とも参加する場合は昼食をご用意下さい。

お申込み方法

財団HP 「ふるさと島根定住財団」ホームページの
講座ご案内ページからお申込み下さい。

FAX 参加申込書(同封チラシ)にご記入の上お送り下さい。
FAX: 0852-28-0692

Eメール 標題に「NPO事務局セミナー申込」本文に以下の項目をご明記の上お送り下さい。
①参加希望日時 ②団体名 ③参加者氏名 ④電話番号 ⑤受講理由、気になっている点など
Eメール: shimane@teiju.or.jp

申込締切：各開催日5日前までにお申込み下さい。

【お問合せ】

(公財)ふるさと島根定住財団 地域活動支援課 塩冶・黒澤・森山
TEL: 0852-28-0690



市民活動支援センターでは、NPO法人のみなさまの活動を支援するため、積極的にセミナー・研修等に参加しています。今回のセミナーは、1つのテーマだけの受講も可能です。各法人のみなさま、特に会計担当者の方へオススメしたいセミナーです。是非ご参加下さい。



当てはまる方はご参加下さい。

- 設立予定・設立したばかり
- 担当者が交代した
- 専門家をお願いする予算がない
- 行政担当者として知っておきたい

事業報告書等の期限内未提出NPO法人への対応について

- ①市長は、事業報告書等の提出期限の翌日から2月を経過した日において、事業報告書等を提出していない法人(提出した事業報告書等の内容に不備があり、その修正に応じない法人を含む)があるときは、代表権を持つ理事(以下「代表理事」)及び全ての監事に対し、過料に関する規定を明記した督促書を送付します。
- ②市長は、督促書を送付した日の翌日から2月を経過した日において事業報告書等を提出していない法人があるときは、全ての理事及び監事に対し、過料事件の通知を行う旨を明記した督促書を送付します。
※②の督促書は、代表理事の住所又は居所(以下「住所」)に送付するものにあつては特定記録郵便により、代表理事を除く全ての理事及び監事の住所に送付するものにあつては普通郵便により送付します。
- ③<過料事件の通知>
市長は、②の督促書を送付した日の翌日から1月を経過した日において事業報告書等を提出していない法人があるときは、法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に対し、過料事件の通知を行います。
- ④<認証の取消>
・市長は、3事業年度にわたり事業報告書等を提出しない法人があるときは、法人の代表理事について、行政手続法に基づく聴聞を行うとともに、設立認証の取消しに係る審理を行います。
・市長は、審理により法人の設立認証の取消しを決定したときは、設立認証を取り消す旨の通知文書の原本を法人の主たる事務所の所在地に送付するとともに、通知文書の写しを法人の全ての理事及び監事の住所に送付します。
※通知文書の原本及び写しは、原本の送付にあつては特定記録郵便により、写しの送付にあつては普通郵便により送付します。
- ⑤<市民への情報提供>
市長は、設立認証の取消しを行ったときは、次に掲げる事項を市ホームページに掲載し、市民に対して情報を公表します。
(1)当該法人の名称及び主たる事務所の所在地
(2)代表権を持つ理事の氏名
(3)認証の取消しに至った理由

期限内の提出を
よろしくお願いします。

NPOヒント

～NPO法人会計基準協議会 NPO法人会計基準のQ&Aより抜粋～

減価償却の手続とはなんのでしょうか？ 必ず行わなければいけないのでしょうか？

減価償却とは、NPO法人において利用している固定資産について、時の経過等によってその価値が減っていることを会計上反映させる手続きをいい、「定額法」や「定率法」などの償却方法があります。減価償却はNPO法人の活動を示す為に必要となります。

NPO法人において利用している建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの固定資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていきます。減価償却費とは、会計年度で経済価値が減少した金額(コスト)を示しています。

他の人から寄付でもらった固定資産についても、寄付を受けた取得日における公正価値でその金額を認識し、時の経過等により価値が減少するものであれば、減価償却をする必要があります。